

## 令和8年第1回定例会議案等議決結果一覧

令和8年第1回定例会が2月26日から3月19日までの22日間で開催され、承認1件、議案35件、諮問2件、委員会発議1件、議員発議3件を慎重に審議しました。



議案の内容等  
詳細はこちら

議案番号	件名	議決結果
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号））	承認 （全会一致）
議案第6号	かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第7号	かすみがうら市犯罪被害者等支援条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第9号	かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第10号	かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第11号	かすみがうら市職員の旅費に関する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第12号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第14号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第16号	かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第17号	かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第18号	かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第19号	かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第21号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 （全会一致）
議案第22号	令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）	原案可決 （全会一致）
議案第23号	令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決 （全会一致）
議案第24号	令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決 （全会一致）
議案第25号	令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 （全会一致）
議案第30号	令和8年度かすみがうら市水道事業会計予算	原案可決 （全会一致）
議案第33号	給食調理・輸送備品の取得について	原案可決 （全会一致）
議案第34号	市道路線の認定について	原案可決 （全会一致）
議案第35号	市道路線の認定について	原案可決 （全会一致）
議案第36号	市道路線の変更について	原案可決 （全会一致）
議案第37号	市道路線の廃止について	原案可決 （全会一致）
議案第38号	市道路線の廃止について	原案可決 （全会一致）
議案第39号	市道路線の廃止について	原案可決 （全会一致）
議案第40号	市道路線の廃止について	原案可決 （全会一致）
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	適任 （全会一致）
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	適任 （全会一致）
委員会発議第1号	かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決 （全会一致）
議員発議第2号	かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査 （※）

※ 議員発議第2号については、「市職員の異動等への取り計らいを律すること」「政党機関紙等の勧誘や配布を律する場所的な範囲」「補助金の交付を受ける団体の代表者に就くことを律するにあたり、該当とする団体の区別」等に関して、さらに慎重な審議が必要となったため、閉会後も継続して審査することとなりました。

賛否が分かれた議案等

議案番号	氏名 件名	氏名													議決結果				
		井出有史	塚本直樹	鈴木更司	石澤正広	服部栄一	鈴木貞行	櫻井健一	久松公生	小倉博	櫻井繁行	設楽健夫	来栖丈治	岡崎勉		小座野定信	佐藤文雄	矢口龍人	
議案第8号	かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第13号	かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第15号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第20号	かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第26号	令和8年度かすみがうら市一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第27号	令和8年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第28号	令和8年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第29号	令和8年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第31号	令和8年度かすみがうら市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議案第32号	かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議員発議第1号	議会改革調査特別委員会設置に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛成多数)
議員発議第3号	かすみがうら市新消防庁舎東消防署の建設位置の変更に関する要請決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	否決 (賛成少数)
	佐藤文雄議員に対する懲罰について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	戒告 (賛成多数)

賛成は○、反対は◆、欠席は欠、不在は／、除斥は除、表決権を行使しない場合は棄で記載  
 ※ 除斥とは、議会での審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議のときに議場から退席させること。  
 ※ 来栖議員は議長職のため、本議会での表決(賛成・反対の意思表示)権はないためで記載。ただし、賛否同数となった場合は、議長も表決に加わる。

議案第20号「かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について」で行われた主な討論

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署の移転計画は、公共施設の複合化や公有地の活用、借地の解消といった課題も考慮され、公共施設の最適化が大きく前進するものと評価する。また、当該地域に居住する市民には、安全安心を守るシンボリックな施設となり得る。特に東消防署の移転では、緊急車両が10分以内に到着できる居住者がおよそ3,000人増えることが見込まれる。</li> <li>東消防署移転に対し、教育環境の安心感が向上すると考える。学校で児童が熱中症となるような事態が起きた際、近くに消防署があり、救急車がすぐに来てくれればこんなに心強いことはない。子供たちが命の大切さや人を救う行動に身近に触れることは、情操教育としても重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東消防署を旧霞ヶ浦保健センター跡地へ移動することは、付近の教育及び社会教育施設利用者の交通環境を悪化させる。県道が教室に面しており、サイレン等が静かな教育環境を悪化させる。工事予定地の定点調査で75デシベルの音量が測定されているにもかかわらず、緊急車両の動線のサイレンの実態調査や交通安全調査は未だに行われていない。また、現在の東消防署位置で、老朽化に伴う整備工事施設の建設面積は、訓練棟を含めて確保されると思われる。</li> </ul>

議案第32号「かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の変更について」で行われた主な討論

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画を策定することにより、過疎債の活用が可能となる。人口減少が進む本市において、今後も多くの行政需要が見込まれることを踏まえ、有利な財源の安定的確保が極めて重要である。仮に本計画を策定しない場合、過疎債が活用できないことで、過疎対策事業が実施することができず、過疎がさらに加速する可能性があることから、妥当と考える。</li> <li>本計画は、現在の計画期間の終了に伴い、新たに計画期間を設定するもので、対象となりうる事業を網羅的に記載することにより、幅広く過疎債の対象として活用できるよう整理されたものである。また、変更が生じた場合は適宜修正できると聞いており、将来の行政需要に柔軟に対応し、財源確保が可能となるための実務的かつ戦略的なものとして認識している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の変更の中に、安定した企業経営の実現に向け、茨城県企業局を核とする水道事業の広域連携へ加入し、安全な水の安定供給を目指すとあるが、水道事業は市独自で継続し実施すべきと考える。地下水を放棄してすべて県水に切り替えれば、水道料金の値上げは避けられない。再検討を求める。</li> <li>本計画には、歴史博物館について長寿命化に向けた改修継続か、施設移転の後廃館にするか、方向性を検討し決定しますとある。歴史博物館は保全すべきものと判断しており、施設移転の後廃館という内容は、どこに移転されるのか、いつどのように決定されているのか不明である。</li> </ul>

## 佐藤文雄議員に対する懲罰について

令和7年12月5日から設置された懲罰特別委員会より、佐藤文雄議員に対し戒告の懲罰を科すべきとする審査結果報告が、令和8年2月26日の本会議にて行われました。同日の採決の結果、賛成多数で可決し、議場において議長から佐藤文雄議員に対し次のとおり戒告文が読み上げられました。

### 【戒告文】

令和7年12月3日及び過去の本会議における一般質問の発言中、佐藤文雄議員が執行部に対して、根拠を欠いた言動や、恫喝的・威圧的な言動、答弁を求めない発言による行為は、かすみがうら市議会会議規則第151条「議員は、議会の品位を重んじなければならない」の趣旨に反するものであり、秩序を守るべき議員の職責に鑑みて誠に遺憾である。

ついては、佐藤文雄議員に対し、今後の議会における発言において、節度と品位を保ち、自身が市民の代表であることを自覚するとともに、自らの言動が議会の信頼性に及ぼす影響を深く認識し、同様の行為を再び行わないよう自制を求めるとともに、執行部に対しても、常に敬意と配慮をもって接することを強く求める。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

## 佐藤文雄議員に対する懲罰について行われた主な討論

賛 成	反 対
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤議員の発言について、映像等を通して確認したが、表現の仕方や伝え方によっては、相手への心理的影響をもたらす。執行部の答弁中、恫喝的とも取れる行為があったことが確認され、関係部長がストレスを感じたことは明らかであり、ハラスメント行為に該当すると感じた。悪気がなくても、相手が嫌な思いをしたりストレスを感じることは、もはやハラスメントになることを認識してもらいたく、戒告が妥当であると判断する。</li> <li>・ 全4回に及ぶ懲罰特別委員会での審査で、特に執行部の悲痛な叫びを感じた。熱心だからこそその言い過ぎや激高した態度は理解できるが、ハラスメントではないという解釈はできないと判断した。そして、これを佐藤議員だけの問題ではなく、市民から負託を受けている我々議員16人が、しっかりと襟を正し、ルールや法令を遵守した上で発言をしていく機会になってこそ、懲罰特別委員会の意義があったものと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戒告文では、佐藤議員の言動を根拠を欠いた言動としているが、事実関係や妥当性について、より丁寧な検証を尽くすべきである。恫喝的・威圧的な言動との評価も、主観的要素を含むもので、ハラスメントに該当するか、さらなる事実確認や検証が必要だ。行政監視という議会の役割を十分に果たすためには、一定の厳しい指摘や強い表現も容認されるべき場面があると考えている。議会全体の規律を見直すことには賛同するが、佐藤議員一人に懲罰を認めることは、議員の名譽を著しく損なうもので到底容認できず、二元代表制において重要な議会の自律権と監視機能を損なうもので、悪しき前例を残すこととなる。</li> <li>・ 通常、県事務に関わる案件の場合、市は県への働きかけを行う。これが遺憾であるというのは成り立たないと思う。執行部は簡潔明瞭に答弁しなければならない。双方の合意で進まない場合はある。端的に、短く、長いとの発言は恫喝ではない。市長は、疑義があれば、論点を明確にするために反問権が行使されるべきだ。戒告文に示す事項は精査をしていく必要がある内容で、懲罰ではなく、今後議論をしていく内容であると思う。</li> </ul>

## 議会改革調査特別委員会を設置しました

議会改革の一環として、市議会議員選挙と市長選挙若しくは茨城県議会議員選挙との同日選挙に向けた調査研究と、併せて議員定数及び議員報酬等の適正化等に伴う調査研究を行うため、特別委員会を設置する決議が、令和8年2月26日の本会議において、櫻井繁行議員を提案者、矢口龍人議員、岡崎勉議員、久松公生議員、櫻井健一議員、鈴木貞行議員を賛成者とした議員発議第1号として提出されました。

同日の採決の結果、賛成多数により可決され、全議員で構成する「議会改革調査特別委員会」が設置されました。

本市の議会活動の充実・強化を図るとともに議会の効率化を図り、議会改革を進めるために十分な調査を行うため、令和8年第1回定例会閉会後も継続することとなりました。

